

平成24年第5回県教育委員会会議  
教 育 長 報 告

1 報告事項

会計実地検査結果について

2 事項の説明

(1) 概要

平成23年4月18日(月)～4月22日(木)に実施された、義務教育費国庫負担の文部科学省所管会計実地検査において、教職員の不適切なサービス管理が判明した。

<指摘>

- ①職務専念義務の免除の対象とならない教育研究団体の会計業務等への従事
- ②長期休業中、教職員の休憩時間の(45分から60分へ)15分延長
- ③長期休業中、出勤時刻、退勤時刻が遵守されてなかった。

(2) 経過

①会計実地検査(平成23年4月18日～22日)

- ・対象校数: 公立小中学校26校
- ・対象年度: 平成19年度～21年度(3年間)
- ・調査書類等: 出勤簿、休暇処理簿、学校日誌等及び、警備会社の機械警備記録

②検査院へ検査結果の回答(平成23年9月20日)

- ・不適切なサービス管理  
延べ人数 266人 時間数 1,183時間  
給与2,369,866円 (うち国庫789,954円)

③市町村教委へ対応依頼通知(平成23年10月5日)

- ・不適切なサービス管理にかかる教職員→欠勤
- ・関係学校長→文書訓告

3 対応(実人数)

- (1) 欠勤処理及び給与返還 208名
- (2) 文書訓告 14名

4 国庫返還金額

平成24年3月27日付け789,954円返還済

5 今後の対応

- ①市町村教育委員会と連携して、校長研修会、初任者研修会等でサービス管理の指導を行う。
  - ②10月27日付けで市町村教委へ全校調査と、今年度中のとりまとめを依頼
- \* 不適切なサービス管理にかかる給与については、本人から返納